

広島県告示第六百六十九号

海岸法（昭和三十一年法律第一号）第三条第一項の規定によって、平成十九年広島県告示第六百十号で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

平成二十二年八月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 海岸名

広島港海岸

二 地区海岸名

横浜地区海岸

三 地先海岸名

横浜東地先海岸

四 区域

基点一から基点八までを順次結んだ線及び基点八から補助点八の一、三の一、一の二、一の二、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域。

五 点の位置（基点、補助点の標示角度は真北による。）

基準点 広島県安芸郡坂町字狐ヶ城六九七六番地の国土地理院四等三角点「山本」

（北緯三四度一九分五九秒一五六七、東経一三三度三〇分四二秒一八三二）

基点一	基準点から	二八〇度の方向	六二八メートルの点
基点二	基点一から	一六六度の方向	三メートルの点
基点三	基点二から	一一三二度の方向	一一五メートルの点
基点四	基点三から	一六二度の方向	五メートルの点
基点五	基点四から	二七七度の方向	二メートルの点
基点六	基点五から	一八六度の方向	三メートルの点
基点七	基点六から	二七七度の方向	四メートルの点
基点八	基点七から	一八六度の方向	二五メートルの点
補助点一の一	基点一から	二六三度の方向	五〇メートルの点
補助点一の一	基点一から	二八四度の方向	五六メートルの点
補助点二の一	基点二から	二九四度の方向	五五メートルの点
補助点八の一	基点八から	二七七度の方向	五〇メートルの点